

島根県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務（松江市の区域を除く。）の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(登録の申請)

第3条 法第8条による登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令で定める登録申請書（省令別記様式第一号）により知事に申請を行うものとする。

2 申請は、セーフティネット住宅情報提供システム（以下「システム」という。）により行う。

3 省令第10条第1項第2号、第3号、第4号及び第6号の誓約する書面は、様式第1号によるものとする。

4 知事は、特に必要と認めるときは、省令に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

(登録の通知)

第4条 知事は、法第8条の登録をしたときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第8条の登録をしたときは、様式第3号により当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第5条 知事は、法第10条第4項の規定に基づき登録の申請が基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、様式第4号により申請者に通知するものとする。

(登録の拒否の通知)

第6条 知事は、法第11条第1項の規定に基づき登録を拒否したときは、様式第5号により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、様式第6号により知事に届け出るものとする。

(登録事項等の変更)

第8条 登録事業者は、法第12条1項の規定により登録した事項に変更があったときは、省令で定める登録事項等の変更届出書(省令別記様式第二号)により、知事に届け出るものとする。

2 知事は、変更の登録をしたときは、様式第7号により市町村長に通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第10条第2項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧は、土木部建築住宅課(以下「閲覧所」という。)において行う。

2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、知事が別に定める閲覧申込簿に所定の事項を記入しなければならない。

5 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 この要綱の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

三 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃止の届け出)

第10条 登録事業者は、法第14条の規定により登録事業を廃止したときは、様式第8号を知事に提出するものとする。

(登録の抹消の通知)

第11条 知事は、法第15条第1項の規定により登録を抹消したときは、様式第9号により市町村長に通知するものとする。

(報告)

第12条 知事は、法第22条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、様式第10号により登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じて報告するときは、様式第 11 号に必要な書類を添付して知事に報告しなければならない。

(登録事項の是正の指示)

第 13 条 知事は、法第 23 条各項の規定により必要な指示をするときは、様式第 12 号により登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じて是正等が完了したときは、速やかに様式第 13 号を知事に提出しなければならない。ただし、法第 23 条第 1 項の場合を除く。

(登録の取消しの通知)

第 14 条 知事は、法第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により登録を取り消したときは、様式第 14 号により登録事業者であった者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。